



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	2
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）	2
告示	4
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	4
5月臨時議会の招集（財政課）	5
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	5
公示送達（税務課）	6
令和5年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の要領の公表（財政課）	6
公告	7
感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課） ..	7
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	10
大和高田市一般介護予防業務（転倒予防教室）委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（地域包括ケア推進課）	10
大和高田市一般介護予防業務（認知症予防教室）委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（地域包括ケア推進課）	10
教育委員会	11
大和高田市教育委員会5月定例委員会の招集（教育総務課）	11
大和高田市教育委員会5月臨時委員会の招集（教育総務課）	12
大和高田市立中学校給食調理業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（教育総務課）	12
選挙管理委員会	13
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	13
農業委員会	13
大和高田市農業委員会6月定例委員会の招集（農業委員会）	13
原稿誤り	14
令和5年4月14日付け大和高田市公報第411号（訂正）	14

公布された条例のあらまし**◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）**

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 森林環境税の導入に伴う改正（第24条の2、第31条、第33条、第36条、第39条、第39条の2及び第39条の6関係）

森林環境税は、東日本大震災復興税の終了に伴い、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収を行います。

森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法等について所要の改正を行います。

2 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の区分定義に伴う改正（第76条関係）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る税率を年額2,000円とする改正を行います。

3 燃費・排ガス不正行為に係る賦課徴収の特例制度（附則第15条の3及び附則第16条の2関係）

自動車製作者（メーカー）等の不正行為に起因して環境性能割等の納付不足額が発生した場合の当該不正を行ったメーカー等が納付すべき額は、当該納付不足額に35%（現行10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする改正を行います。

4 その他所要の改正を行います。

3 施行期日

令和5年7月1日

令和6年1月1日

令和7年1月1日

条 例**条例第11号**

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第36条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第39条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第39条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第39条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第39条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第76条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

(1) 第24条の2第2項並びに第31条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第39条、第39条の2及び第39条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大和高田市税賦課徴収条例第28条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第76条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

告示

告示第54号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年5月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年4月 3日							1			

令和5年4月 5日			1							
-----------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第55号

令和5年5月17日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和5年5月10日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 承第 3号 専決処分の報告について
 - ・令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第16号）
 - ・大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について
 - ・大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 承第 4号 専決処分の報告について
 - ・令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）
- 同第 1号 監査委員の選任について
- 同第 2号 公平委員会の委員の選任について
- 議第31号 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について

告示第56号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和5年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和5年8月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和5年2月1日から令和5年2月28日までの間

告示第57号

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. この納税通知書の発送年月日
令和5年4月10日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和5年5月1日
変更後 令和5年7月31日
3. 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和5年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和5年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368,885千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		20,398	348,485	368,883
	1. 使用料	20,398	348,485	368,883
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		20,400	348,485	368,885

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	348,485	348,485
	1. 繰上充用金	0	348,485	348,485
補正されなかった科目に係る額		20,400	0	20,400
歳出合計		20,400	348,485	368,885

「第3款 繰上充用金」を新設する。

公 告

公告第38号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年5月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務
2 履行場所	大和高田市立病院 感染性廃棄物集積場
3 履行期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業の許可及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携（契約書等を提出）を行っていること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

	<p>に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 大和高田市立病院所在地及び廃棄物の搬入先所在地の特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業の許可書の写し</p> <p>イ) 特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可書の写し</p> <p>ウ) ア) 又はイ) のいずれか一方の許可のみを受けている場合、他方の許可を受けている者との業務提携が判る書類（過去に締結した契約書の写し等）</p> <p>エ) 中間処理施設の処理能力が判る書類、パンフレット等</p> <p>オ) 特別管理産業廃棄物（感染性）運搬車両の車検証の写しと車両の写真（前、横、後から撮影したもの）</p> <p>カ) 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>キ) 電子マニフェストシステム（JWNET）加入証の写し（収集運搬業者・処分業者、各区分のもの）</p> <p>ク) 印鑑証明書（写し可）</p> <p>ケ) 法人は履歴事項全部証明書（写し可）、個人は身元証明書（写し可）</p> <p>※上記ク)、ケ) は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和5年5月15日（月）から令和5年5月23日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和5年5月25日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>
8 入札説明書（仕様書）等の配布	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-9282</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和5年5月29日（月） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和5年5月31日（水）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年6月6日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書の記載	<p>入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、専用容器別の契約希望単価及び予定数量を乗じた金額の合計金額を消費税等抜きの金額で記載すること。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和5年6月7日（水）午前10時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>有効な入札書を提出した者であって、すべての専用容器の単価が各予定価格の制限の範囲内の者のうち、合計入札金額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>

17 最低制限価格	設定しません。
18 契約方法	入札書へ記載された専用容器別の単価により単価契約を行います。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第39号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

公告第40号

大和高田市一般介護予防業務（転倒予防教室）委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和5年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 事業概要**(1) 事業名**

大和高田市一般介護予防業務（転倒予防教室）

(2) 業務概要

「大和高田市一般介護予防業務（転倒予防教室）委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 契約限度額

9,187,200円（消費税等を含む。）

2. 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「2. 参加資格要件」を全て満たす者であること。

3. 参加申込書の提出期限

令和5年6月5日（月）午後4時まで

4. その他

実施要領による

5. 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市保健部地域包括ケア推進課 TEL 0745-22-1101

公告第41号

大和高田市一般介護予防業務（認知症予防教室）委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和5年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 事業概要**(1) 事業名**

大和高田市一般介護予防業務（認知症予防教室）

(2) 業務概要

「大和高田市一般介護予防業務（認知症予防教室）委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 契約限度額

4,514,400円（消費税等を含む。）

2. 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「2. 参加資格要件」を全て満たす者であること。

3. 参加申込書の提出期限

令和5年6月5日（月）午後4時まで

4. その他

実施要領による

5. 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市保健部地域包括ケア推進課 TEL 0745-22-1101

教育委員会**教育委員会告示第13号**

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年5月26日（金）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

- 第1号 令和5年度大和高田市青少年補導会 感謝状授与について
- 第2号 大和高田市立学校施設使用条例（一部改正）（案）について
- 第3号 後援願いについて
- 第4号 その他

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会5月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和5年5月26日（金）午前11時30分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
第1号 市職員人事について
第2号 その他

教育委員会公告第1号

大和高田市立中学校給食調理業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年5月19日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
大和高田市立中学校給食調理業務委託
 - (2) 業務内容
高田中学校、片塩中学校及び高田西中学校の給食調理等業務に関すること。
具体的な業務内容に関しては、仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和8年7月31日
- 2 参加資格
公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市立中学校給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領」の6 参加資格要件を全て満たす者であること。
- 3 書類の提出期限
令和5年6月8日（木）から令和5年6月14日（水）まで
受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時まで
- 4 その他
実施要領等による
- 5 担当課
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市教育委員会事務局教育部 教育総務課

電話 0745-22-1101

FAX 0745-53-8033

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第50号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年6月1日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月26日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年6月6日（火曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項による申請について

第2号 農地法第4条規定による申請について

第3号 農地法第5条規定による申請について

第4号 農地法第18条第6項について通知の件

第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第6号 その他

原稿誤り**令和5年4月14日付け大和高田市公報第411号（訂正）**

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和5年条例第9号）の一部を次のように訂正する。

附則第2条中「この条例」を「次項に定めるものを除き、この条例」に改め、「大和高田市税賦課徴収条例」の次に「（次条第2項において「新条例」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附則第3条第2項中「この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例」を「新条例」に改める。